

# 特定非営利活動法人 SKY 協働センター 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 SKY 協働センターという。／

### (事務所)

第2条 この法人の主たる事務所を広島県安芸郡坂町に置く。／

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、平成30年7月豪雨により被災した坂町住民を対象として、被災者の支援  
賑わい創出、復興支援など、支援の和を町全体に波及させるとともに、全国の被災地のN  
POなどとつながることにより幅広く地域社会に貢献することを目的とする。／

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。／

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動／
- (2) 社会教育の推進を図る活動／
- (3) まちづくりの推進を図る活動／
- (4) 観光の振興を図る活動／
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動／
- (6) 環境の保全を図る活動／
- (7) 災害救援活動／
- (8) 地域安全活動／
- (9) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動／
- (10) 国際協力の活動／
- (11) 子どもの健全育成を図る活動／
- (12) 経済活動の活性化を図る活動／
- (13) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動／
- (14) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動／

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。／

- ① 災害復興支援事業
- ② 青少年育成事業
- ③ 地域コミュニティ活性化事業
- ④ 被災者支援ネットワーク作り事業
- ⑤ 高齢者見守り支援事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」  
という。）上の社員とする。／

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

#### (入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。／

- 2 正会員として入会するものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。／
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。／

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は総会において別に定める入会金及び会費を納めなければならない。／

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。／

- (1) 退会の申出があったとき /
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき /
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき /
- (4) 除名されたとき /

#### (退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。／

#### (除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。／

- (1) この定款等に違反したとき /
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき /

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。／

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上10名以内 /
  - (2) 監事 1名以上3名以内 /
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。／

#### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。／

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。／
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。 /

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。／

#### (職 務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。／

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。／

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。／

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。／

5 監事は、次に掲げる職務を行う。／

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること ．／

(2) この法人の財産の状況を監査すること ．／

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること ．／

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること ．／

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること ．／

#### (任期等)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。／

2 前項の規定にかかわらず、任期終了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を延長する。／

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。／

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。／

#### (欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。／

#### (解 任)

第 18 条 役員が次の各号の一に至ったときは、議会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。／

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき ．／

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき ．／

#### (報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。／

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。／

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。／

#### (職 員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。／

2 職員は、理事長が任免する。／

## 第5章 総会

### (種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。／

### (構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。／

### (権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。／

- (1) 定款の変更 ー
- (2) 解散 ー
- (3) 合併 ー
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更 ー
- (5) 事業報告及び活動決算 ー
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬 ー
- (7) 入会金及び会費の額 ー
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 ー
- (9) 事務局の組織及び運営 ー
- (10) その他運営に関する重要事項 ー

### (開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。／

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。／

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。／
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。／
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。／

### (招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。／

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。／
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。／

### (議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。／

### (定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。／

### (議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項と

する。／

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。／
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。／

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。／

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。／
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。／
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。／

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。／

- (1) 日時及び場所 ー
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面または電磁的方法による表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項 ー
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 ー
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項 ー
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。／
  - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面または電磁的方法により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。／
    - (1) 総会があったものとみなされた事項の内容 ー
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称 ー
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日 ー
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名 ー

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は理事をもって構成する。／

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。／

- (1) 総会に付議すべき事項 ー
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 ー
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項 ー

(開催)

第 33 条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。／

- (1) 理事長が必要と認めたとき /
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき /
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき /

(招 集)

第 34 条 理事会は理事長が招集する。/

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。/
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。/

(議 長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。/

(議 決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。/

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。/

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。/
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。/
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。/

(議事録)

第 38 条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。/

- (1) 日時及び場所 /
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること）/
  - (3) 審議事項 /
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 /
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項 /
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。/

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。/

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産 /
- (2) 入会金及び会費 /
- (3) 寄附金品 /
- (4) 財産から生じる収益 /

(5) 事業に伴う収益 /

(6) その他の収益 /

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。 /

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。 /

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。 /

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。 /

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。 /

(予備費の設定及び使用)

第 44 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。 /

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。 /

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。 /

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 /

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。 /

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。 /

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。 /

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。 /

(解散)

第 50 条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議 /
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 /
- (3) 正会員の欠亡 /
- (4) 合併 /
- (5) 破産手続開始の決定 /
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し /

2 前項第 1 項の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。 /

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。 /

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。 /

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。 /

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。なお、法第 31 条の 10 第 4 項及び法第 31 条の 12 第 4 項に規定する公告については、官報に記載して行う。 /

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行については必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。 /

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

- |      |        |
|------|--------|
| 理事長  | 大迫雅俊 / |
| 副理事長 | 岡野直美 / |
| 理事   | 新木之博 / |
| 同    | 荒木辰昭 / |
| 同    | 中野大祐 / |
| 同    | 澤田雅浩 / |
| 同    | 宮本 匠 / |
| 監事   | 頼政良太 / |

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 3 年 12 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の



定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 3 年 12 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員（個人）	入会金	無料	年会費	5,000 円
(2) 正会員（団体）	入会金	無料	年会費	10,000 円
(3) 賛助会員（個人）	入会金	無料	年会費	1,000 円
(4) 賛助会員（団体）	入会金	無料	年会費	3,000 円

# 設 立 趣 旨 書

## 1 趣 旨

平成30年7月西日本豪雨災害は、坂町にも甚大な被害を引き起こし、行方不明者を含む19人の尊い命が失われました。あれから2年が経過し、自宅に戻る人々、災害公営住宅に住み替えた人々、仮設住宅やみなし仮設住宅に残る人々と、復興に向けた前進もあり、引き続きの課題もあり、被災した方々への多様なニーズに対応する支援は、むしろこれからが重要で、行政と町民が連携・協働しながら、進めて行かなければなりません。

坂町は、令和5年度までの取り組みをまとめた「平成30年7月豪雨災害坂町復旧・復興プラン」を策定しました。①暮らしの再建②まちの復旧・インフラの強靱化・まちの賑わい創出③災害に強いまちづくり・ひとづくりをスローガンに本格的な復旧・復興に取り組んでいます。また、その施策には町民の「思い」「願い」を反映するとし、町民と協働で町を挙げて復興に取り組んで行く姿勢を示しています。

町民としても、被災者の暮らしの再建などに、坂地区、小屋浦地区、横浜地区の住民が「一つになって」取り組んでいかなければなりません。それには、町内に住民が主体となって活動する組織が必要と考え、NPO法人SKY協働センターを設立することに致しました。

SKYは、坂地区(S)・小屋浦地区(K)・横浜地区(Y)の頭文字で、この支援組織が、坂、横浜、小屋浦の3つの地区を「つないでいく」役割を担い、3つの地区の住民力を高め、ひいては、災害に強いまちづくり・ひとづくりの一翼を担う存在であり続けるよう取り組んでいく、という意味が込められています。被災者の支援、賑わい創出復興支援、ひとづくり支援など、それらの支援の和を町全体に波及させ、住民力を結集して地道に活動して参ります。

社会貢献活動を始めるに当たって、信頼性と継続性を鑑み、任意団体や社団法人ではなく、認可が必要なNPOを選択しました。信頼性のある組織にすることで、町民が参加しやすくなりますし、企業、学校、病院などへの協力も得やすくなります。復興・復旧に取り組んでいる坂町からの事業委託も期待できます。加えて、全国の被災地のNPOや災害ボランティア団体とつながることにより、幅広く地域社会に貢献するが可能となります。

坂町が掲げた復旧・復興プランのスローガン「30年後も、50年後もキラリと光り輝くまちへ」にむかって、SKY協働センターも「がんばろう!!坂町」を合い言葉に、坂町の復興に住民が主体となって取り組んで参ります。

## 2 申請に至るまでの経過

- 令和元年 6月以降（月1-2回）：大学生や企業等による仮設住宅のサロン活動等ボランティア活動に協力。
- 令和元年 9月：呉市安浦町、坂町での企業ボランティア支援。
- 令和元年10月以降(月1回)：西側地区災害記録誌作成サポート（アンケート活動等）。
- 令和元年11月：全国被災地中高生交流プログラム支援（坂町被災地案内）
- 令和 2年4-6月：仮設・みなし仮設から災害公営住宅への引っ越し支援。
- 令和 2年7月26日：設立総会開催

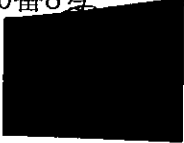
令和2年7月26日

特定非営利活動法人 SKY協働センター

設立代表者

(住所又は居所) 広島県安芸郡坂町坂西2丁目10番8号

(氏名) 大迫 雅俊



# 令和2年度事業計画書

## 特定非営利活動法人SKY協働センター

### 1 事業実施の方針

平成30年7月西日本豪雨災害で被災した坂町に居住する人たちに寄り添う活動を中心に活動する。特に、災害公営住宅の入居者が一同に集まる機会づくりを定期的実施する。また、先の豪雨災害の振り返りと課題解決を考える、第1回目のワークショップを県内の災害復旧・復興に関係する多様な主体を集めて実施する。次の災害に備え、ネットワークを強化する。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
災害復興支援事業  高齢者見守り支援事業	坂町災害公営住宅での交流会	月2回	災害公営住宅等	ボランティア数名	地域住民	30
	建設型仮設住宅の生活を考えるワークショップ	月2回	坂町アセンブリーホール	ボランティア数名	広島県民等	50
	スカイ通信	年4回	事務所	ボランティア数名	地域住民	20
	坂町災害避難マップ作成支援	年6回	会所等	ボランティア数名	地域住民	50
	坂町住民主体のサロン活動	年4回	集会所等	ボランティア数名	地域住民	80
青少年育成事業	令和4年以降に活動					
地域コミュニティ活性化事業	令和4年以降に活動					
被災者支援ネットワーク作り事業	令和4年以降に活動					
高齢者見守り支援事業	令和4年以降に活動					

# 令和3年度事業計画書

## 特定非営利活動法人SKY協働センター

### 1 事業実施の方針

令和2年度に引き続き、災害公営住宅の入居者の個人的な困りごとに耳を傾け、解決にむけた支援を行っていく。加えて、自宅再建した地区の集会所で、サロン、足湯マッサージを開催し、住民の緊張緩和と住民同士のつなぐ役割を担っていく。自治会が作成する災害記憶誌、避難マップの作成支援、そして、広島県内の災害復旧・復興に関連する多様な主体を集めて第2回目のワークショップを開催し、次の災害に備え、協力体制、ネットワークを強化する。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
災害復興支援事業 高齢者見守り支援事業	坂町災害公営住宅での交流会	月2回	災害公営住宅等	ボランティア数名	地域住民	30
	災害の記憶誌作成支援	年6回	集会所等	ボランティア数名	地区住民	50
	スカイ通信	年4回	事務所	ボランティア数名	地域住民	20
	坂町災害避難マップ作成支援	年6回	集会所等	ボランティア数名	地域住民	50
	坂町住民主体のサロン活動	年4回	集会所等	ボランティア数名	地域住民	120
青少年育成事業	令和4年以降に活動					
地域コミュニティー活性化事業	令和4年以降に活動					
被災者支援ネットワーク作り事業	令和4年以降に活動					
高齢者見守り支援事業	令和4年以降に活動					

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和2年12月31日まで

特定非営利活動法人 SKY協働センター

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	150,000	
賛助会員受取会費	50,000	200,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	100,000	100,000
施設等受入評価益		
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
災害復興支援事業収益		
青少年育成事業収益		
地域コミュニティ活性化事業収益		
被災者支援ネットワーク作り事業収益		
高齢者見守り支援事業収益		0
5. その他収益		
受取利息	100	
雑収益	9,900	10,000
経常収益計		310,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	10,000	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
消耗品費	155,400	
印刷製本費	30,000	
雑費	34,600	
支払利息	0	
その他経費計	230,000	
事業費計		230,000
2. 管理費		
(1) 人件費	0	
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	8,000	
旅費交通費	10,000	
通信運搬費	4,200	
減価償却費	0	
消耗品費	20,000	

印刷製本費	10,000		
燃料費	5,000		
諸会費	5,000		
雑費	7,800		
支払利息	0		
その他経費計	70,000		
管理費計		70,000	
経常費用計			300,000
当期経常増減額			10,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			10,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			10,000

令和3年度 活動予算書  
令和3年1月1日から令和3年12月31日まで

特定非営利活動法人 SKY協働センター  
(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	160,000	
賛助会員受取会費	80,000	240,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	100,000	100,000
施設等受入評価益		
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
災害復興支援事業収益		
青少年育成事業収益		
地域コミュニティ活性化事業収益		
被災者支援ネットワーク作り事業収益		
高齢者見守り支援事業収益		0
5. その他収益		
受取利息	100	
雑収益	9,900	10,000
経常収益計		350,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	30,000	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
消耗品費	200,000	
印刷製本費	40,000	
雑費		
支払利息	0	
その他経費計	270,000	
事業費計		270,000
2. 管理費		
(1) 人件費	0	
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	8,000	
旅費交通費	10,000	
通信運搬費	4,200	
減価償却費	0	
消耗品費	15,000	



印刷製本費	10,000		
燃料費	5,000		
諸会費	5,000		
雑費	12,800		
支払利息	0		
その他経費計	70,000		
管理費計		70,000	
経常費用計			340,000
当期経常増減額			10,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			10,000
前期繰越正味財産額			10,000
次期繰越正味財産額			20,000